

人権に関する市民意識調査の実施について（案）

1 調査の概要

(1) 目的

- 市民の人権に関する意識や関心、具体的な施策のニーズ、人権相談の現状など、人権施策全般に関する状況や前回調査との比較による市民意識の変化等を把握し、今後の人権施策の推進に向け、より効果的な方策を検討するための基礎資料を得る。
- 調査結果は、令和9年度に予定している次期「京都市人権文化推進計画（計画期間：令和10年度～令和19年度）」策定の基礎資料として活用する。

(2) 調査方法

- 調査対象
京都市内に居住する18歳以上の市民3,000人（外国籍市民を含む。）
- 抽出方法
住民基本台帳及び外国人登録データより無作為抽出
- 調査方法
アンケート郵送形式（回答は郵送及びWEB回答）、無記名
* 外国籍市民には、日本語のほか、英語、中国語、ハングル語を送付
新たに、WEBからも回答を受け付けられるようにする。

(3) 実施スケジュール（予定）

- | | | |
|------|-------|---------------------------------------|
| 令和8年 | 3月 | 人権文化推進懇話会開催
（調査の進め方、調査項目等について意見聴取） |
| | 7月 | 人権文化推進懇話会開催
（具体的な設問案について意見聴取） |
| | 8月 | 調査対象者抽出
設問確定 |
| | 9月 | 委託事業者決定、契約締結 |
| | 11月上旬 | 調査実施（期間：2週間）
集計・分析、報告書作成（～令和8年2月） |
| 令和9年 | 3月 | 人権文化推進懇話会開催（市民意識調査結果を報告）
報道発表 |
| | 4月以降 | 次期「人権文化推進計画」の策定作業 |

(4) 調査業務

- 設問は人権文化推進懇話会において意見を聴取し、本市において作成する。
- 調査票の印刷、発送、回収、集計業務等はコンサルタント業者に委託する。

(5) 調査結果の公表方法

- 本市ホームページにおいて公表する。

2 調査項目など

(1) 基本的な考え方

- 人権施策を推進するうえでの基礎資料
特定の人権課題の解決に向けた事業立案のためではなく、人権施策を推進するうえでの基礎的な資料となる総括的な調査とする。

- 計画（施策）推進との整合性
現人権文化推進計画の推進と一定の整合性を図るものとし、「人権一般及び教育・啓発」、「人権保障」、「相談・救済」に分類し、調査を行う。
- 客観性の担保、向上
調査内容は、人権文化推進懇話会から外部の視点で御意見を踏まえて検討するものとし、客観性の担保、向上を図る。
- 調査項目内容、設問数
前回の調査項目を基本的に踏襲することで、施策の実施や社会情勢等による市民の意識、関心についての変化を把握する。また、前回調査以降に制定された主な人権関連の個別法について市民意識を把握するため、設問を追加する。
なお、回答者への負担軽減の観点から、前回の設問数と同程度にする。

(2) 主な調査項目（案）について

ア 追加項目

前回調査時以降、人権問題に係る個別法*が施行されたことを踏まえて、これらの法律の認知状況に係る質問を追加する。

※ L G B T理解増進法、こども基本法、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律、認知症基本法

イ 継続項目

前回調査以降の市民の意識や関心についての変化を的確に把握し、京都市の人権施策が効果的に行われているかの判断材料とする。

- ① 人権意識全般に係る質問
- ② 人権教育・啓発に係る質問
- ③ 人権保障（日常における具体的な事象*の中での人権意識など）に係る質問
※結婚相手を考える際に気になること、住宅を選ぶ際に忌避すること、など
- ④ 人権相談・救済に係る質問

ウ その他

今回の調査からWEBでの回答も受け付けることを踏まえ、回答者の属性を問う質問のうち、性別について、『「男性」「女性」「答えたくない／回答を控える」「（ ）自由記載欄』等の選択式とする。

<参考>人権に関する市民意識調査の実施状況（過去3回分）

調査年度	調査対象数	有効回答数	設問数
平成30年度	3,000	1,059 (35.3%)	41
平成25年度	3,000	1,219 (40.6%)	102
平成17年度	3,000	1,225 (40.8%)	42

前回調査（平成30年度実施）の概要等について

1 調査の概要

- (1) 目的： 市民の人権に関する意識等を調査し、人権施策を推進する基礎資料とする
- (2) 調査対象 市内に居住する18歳以上の市民3,000人（外国籍市民含む）
- (3) 調査方法 アンケート郵送形式、無記名（外国籍市民には、日本語のほか、英語・中国語・ハンゲル語を送付）
- (4) 調査期間 平成30年11月1日～15日
- (5) 調査結果 有効回収数 1,059 回収率 35.3%
- (6) 報告等 平成31年3月 報告書発行

2 調査、設問設計に当たった基本的な考え方

- (1) 人権施策を推進するうえでの基礎資料
特定の人権課題の解決に向けた事業立案のために行う調査ではなく、人権施策を推進するうえでの基礎的な資料となる総括的な調査とした。また、調査結果は、次期人権文化推進計画（平成27～39年度）の中間見直しの際の参考資料とした。
- (2) 計画（施策）推進との整合性
京都市の人権施策は人権文化推進計画を中心に推進することから、同計画の推進と一定の整合性を図るものとし、「人権一般及び教育・啓発」、「人権保障（外国籍市民、障害者などの各人権課題）」、「相談・救済」に分類し調査を行った。
- (3) 客観性の担保、向上
調査内容の検討に当たっては、人権文化推進懇話会から外部の視点で御意見をいただき、客観性の担保、向上を図った。

3 調査の特徴

- (1) 新規項目
平成28年度に人権問題に係る個別法が施行されたことやLGBT等の性的少数者に対する人権がクローズアップされていることなどの社会情勢を踏まえて、新たに質問を設定した。
 - ① 人権に関する個別法や条約などについての市民の認知状況
 - ② LGBT等の性的少数者の人権が守られるために必要な取組等※
 - ③ 障害者差別解消法により求められている合理的配慮の認知状況等
- (2) 継続項目
前回調査以降の市民の意識や関心についての変化を的確に把握し、京都市の人権施策が効果的に行われているかの判断材料とした。
 - ① 人権意識全般に係る質問
 - ② 人権教育・啓発に係る質問
 - ③ 人権保障（日常における具体的な事象※の中での人権意識など）に係る質問※ 結婚相手を考える際に気になること、住宅を選ぶ際に忌避すること、など
- ④ 人権相談・救済に係る質問
- (3) その他
回答者の属性を問う質問の中で、性別について「男・女」の選択制とせず「空白」とし自由記載とした。

人権に関する市民意識調査における項目比較表

調査名	人権に関する市民意識調査	人権に関する市民意識調査	
調査年度	平成30年度	令和8年度	
調査手法	アンケート郵送形式	アンケート郵送形式(回答は郵送・WEB回答どちらも可)	← 変更
質問数等	41問	41問	継続
調査標本数	3,000(18歳以上の市民を無作為抽出)	3,000(18歳以上の市民を無作為抽出)	継続
有効回答数	1,059件(有効回答率35.3%)	—	
属性	性別(「男・女」選択欄とせずに、空白とする)	性別(「男性」「女性」「答えたくない/回答を控える」「()」自由記載欄)の選択式とする)	← 変更
	年齢	年齢	継続
	人権意識と教育・啓発	人権意識と教育・啓発	
	1 人権問題に関する基本的な意識・様々な人権課題に関する関心度	1 人権問題に関する基本的な意識・様々な人権課題に関する関心度	継続
	2 人権問題に関する各種法律、条約等の認知状況	2 人権問題に関する各種法律、条約等の認知状況(LGBT理解増進法、こども基本法、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律、認知症基本法を新たに追加)	← 変更
	3 人権についての催しへの参加経験や市民しんぶんの記事等への関心	3 人権についての催しへの参加経験や市民しんぶんの記事等への関心	継続
	4 人権についての理解を深めるために役立ったもの	4 人権についての理解を深めるために役立ったもの	継続
	5 人権についての理解を深めるために京都市が一層力を入れるべきこと(京都市の取組に対する市民の評価)	5 人権についての理解を深めるために京都市が一層力を入れるべきこと(京都市の取組に対する市民の評価)	継続
	日常生活場での人権意識	日常生活場での人権意識	
	6 結婚相手を考える場面	6 結婚相手を考える場面	継続
	7 住宅の購入や賃貸における場面	7 住宅の購入や賃貸における場面	継続
	8 就職・職場における場面	8 就職・職場における場面	継続
	9 家庭における生活場面	9 家庭における生活場面	継続
	10 学校における場面	10 学校における場面	継続
	11 職場における場面	11 職場における場面	継続
	12 社会における生活場面	12 社会における生活場面	継続
	現代社会における新たな問題に関する人権意識	現代社会における新たな問題に関する人権意識	
	13 インターネットにおける人権問題	13 インターネットにおける人権問題	継続
	14 障害のある方にかかる人権問題	14 障害のある方にかかる人権問題	継続
	15 LGBT等の性的少数者にかかる人権問題	15 LGBT等の性的少数者にかかる人権問題	継続
	人権侵害と相談・救済	人権侵害と相談・救済	
	16 人権侵害をされた経験の有無	16 人権侵害をされた経験の有無	継続
	17 人権を守る制度について知っているもの	17 人権を守る制度について知っているもの	継続
	18 人権侵害に対する相談や救済について、必要なこと	18 人権侵害に対する相談や救済について、必要なこと	継続

人権に関する市民意識調査

平成 30 年 11 月
京 都 市

調査へのご協力をお願い

京都市では、「やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」を目指して、様々な取組を進めています。

この調査は、皆さんが、日頃感じておられることをお聞かせいただき、今後の人権施策に役立てるために行うもので、市内にお住まいの 18 歳以上の方の中から、無作為に 3,000 人を選びました。

この調査の結果は、すべて統計的に処理し、回答の内容が外部に漏れることや、この調査以外に使用されることはありません。

率直なお考えをお聞かせください。

なお、設問中には、関係者や当事者の方がご覧になった場合に、心情を書かれるおそれのある表現などが含まれていることがあります。差別や偏見を解消していくために必要な項目ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

「人権」

について

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利のことです。

人権意識と教育・啓発について

問1 人権課題として関心があるものに○を付けてください。(○はいくつでも)
※2ページの解説をご参照ください。

1. 女性に関わる問題
2. 子どもに関わる問題
3. 高齢者に関わる問題
4. 障害のある人に関わる問題
5. 同和問題
6. 外国人・外国籍市民に関わる問題
7. 働く人に関わる問題
8. HIV、ハンセン病などの感染症患者等に関わる問題
9. 犯罪被害者に関わる問題
10. ホームレスに関わる問題
11. インターネットによる人権侵害に関わる問題
12. LGBT等の性的少数者に関わる問題
13. 拉致被害者に関わる問題
14. その他の問題 (あれば具体的に記入してください。)

【ご記入に当たってのお願い】

- 回答は、宛て名の本人がお答えください。
 - 回答は、当てはまる選択肢の番号を○で囲んでください。
 - ご記入後は、無記名のまま、同封の返信用封筒 (切手は必要ありません。) に入れ、11月15日(木)までに郵便ポストにご投函ください。
 - 調査の結果は、集計後にホームページ等において公表します。
- ※ 「点字版」の調査票が必要な方は下記までご連絡ください。
※ 「英語版」、「ハンガール版」、「中国語版」の調査票が必要な方は下記までご連絡ください。
(For survey sheets in English, please contact us via the phone number, fax number, or e-mail address listed below.)
(한국어판 조사표가 필요하신 분께서는 아래의 연락처로 연락해 주십시오.)
(如果您需要中文版的调查表, 请通过以下方式联系我们。)

■ 調査に関する問合せ先

京都市人権文化推進課 アンケート調査担当
TEL:075-366-0322 FAX:075-366-0139 E-mail:jinken@city.kyoto.lg.jp
(参考)ホームページ

「京都市トップページ」⇒画面上部「暮らしの情報」⇒右下部「人権」⇒「計画推進」

京都市人権文化推進課
〒600-8501 京都市中京区錦町120番1号
TEL:075-366-0322 FAX:075-366-0139
E-mail:jinken@city.kyoto.lg.jp

2.17%

解説

1. 女性に関わる問題	トランスジェンク・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、労働における男女間格差など
2. 子どもに関わる問題	いじめ、体罰、児童虐待、児童ポルノの横行など なお、本調査内での「子ども」とは、18歳未満のすべての者を指す
3. 高齢者に関わる問題	介護放棄などの高齢者虐待、高齢者を狙った悪徳商法、認知症に対する誤った認識に基づく偏見など
4. 障害のある人に関わる問題	家庭や施設等での虐待、乗降口や出入口の段差、資格等の付与の制限、音声案内・点字・手話通訳・要約筆記の欠如、誤った認識に基づく偏見など
5. 同和問題	人を「生まれ」や住んでいる地域を理由として差別する行為などで、インターネットでの差別的な書き込み、戸籍の不正取得、身元調査など
6. 外国人・外国籍市民に関わる問題	ヘイトスピーチ、賃金格差、アパートなどへの入居拒否、誤った認識に基づく偏見や差別的発言など
7. 働く人に関わる問題	職場内でのいじめ、過重労働、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど
8. 感染症患者等に関わる問題	診療拒否、採用拒否や不当な就業制限、宿泊拒否、誤った認識に基づく偏見や差別的発言など
9. 犯罪被害者に関わる問題	犯罪による直接的被害(身体的・物的)、二次的被害(精神的被害、経済的被害、インターネットやマスコミによるプライバシーの侵害、名誉棄損、過剰な取材による平穏な私生活の侵害など)
10. ホームレスに関わる問題	診療拒否、宿泊拒否、誤った認識に基づく偏見や差別的発言など
11. インターネットに関わる問題	他人への誹謗や中傷、差別的な書き込み、個人のプライバシーの侵害など
12. LGBT等の性的少数者に関わる問題	誤った認識に基づく偏見や差別的発言、本人の了解を得ずにする暴露(アウティング)など
13. 拉致被害者に関わる問題	北朝鮮当局によって拉致された被害者等への人権侵害など

問2 人権問題に関する新しい法律などについて、どの程度、知っていますか。(〇はそれぞれ1つ)

	どんな内容か知っている	内容は知らないが言葉は聞いたことがある	知らなかった
(1) 障害者差別解消法	1	2	3
(2) ヘイトスピーチ解消法	1	2	3
(3) 部落差別解消推進法	1	2	3
(4) 世界人権宣言	1	2	3

解説

(1) 障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行) 障害のある人が障害のない人と同じようにサービスの提供などを受けることができるよう、行政や民間事業者が、障害を理由に「不当な差別的扱い」をしないこと、そして「社会的障壁」(バリア)を取り除くために「合理的配慮」を行うことを定めた法律。 本邦外出生者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年6月施行) 「不当な差別的言動は許されない」と宣言し、基本理念として、「私たち国民は不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と定めた法律。 部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年12月施行) 「現在もなお部落差別は存在する」こと、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことなどを踏まえ、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」であるとして、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律。
(2) ヘイトスピーチ解消法	1948(昭和23)年12月10日、第3回国際連合(国連)総会で採択。2018(平成30)年は、採択されてから70年となる節目の年となる。 「全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準」として、「全ての人間は生まれながらにして自由で、平等な尊厳と権利を「持っている。」など、基本的人権の尊重の原則を定めたもの。
(3) 部落差別解消推進法	
(4) 世界人権宣言	

問3 人権についての催しへの参加回数や、市民しんぶん等の記事への関心についてお尋ねします。(〇はそれぞれ1つ)

(1) これまでに(最近5年以内に)人権に関する講演会や研修会に

1. 1～2回参加した
2. 3～5回参加した
3. 6回以上参加した
4. 参加したことがない

(2) 学校で人権教育を

1. よく受けた
2. ときどき受けた
3. あまり受けていない
4. 全く受けたことがない

(3) 市民しんぶんの人権に関する記事や、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を

1. よく読む
2. ときどき読む
3. あまり読まない
4. 全く読まない

問4 人権についての理解を深めるため、役立つと思うものに〇を付けてください。(〇は3つまで)

1. 人権に関する講演会や研修会
2. 学校での人権教育
3. 市民しんぶん等の広報紙・人権情報誌等での啓発
4. テレビやラジオ、新聞記事での啓発
5. インターネット、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)^{*}での啓発
6. その他(具体的に：)

解説

※ 人と人との輪をつなげていくことを目的としたコミュニティ型のサービス。
 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)として、フェイスブック(Facebook)、ツイッター(Twitter)、ライン(LINE)、インスタグラム(Instagram)など。

問5 人権についての理解を深めるために、京都市が実施する取組として必要があると思うものに〇を付けてください。(〇は3つまで)

1. 学校や社会において人権教育を充実する
2. テレビ、ラジオ、広報紙などを使った啓発活動を行う
3. インターネット、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を使った啓発活動を行う
4. 講演会やシンポジウムなどを開催する
5. ワークショップ[※]などの参加・体験型事業や人権課題の当事者である人々との交流事業を充実する
6. 市民グループや民間団体が行う啓発活動への支援を充実する
7. その他(具体的に：)

解説

※ あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら検討を重ね、共同で何かを学んだり創り出したりする参加・体験型の研修会。

日常の場面での人権意識について

問6 結婚相手を考える際に、気になること(なつたこと)はどんなことですか。
あなた自身の結婚の場合と、お子さんの結婚の場合とに分け、
気になる項目に○を付けてください。
お子さんがいらつしやらない方も、いと想定してお答えください。
(○はいくつでも)

	あなたご自身の場合	あなたのお子さんの場合
(1) 人柄や性格、価値観	1	2
(2) 学歴	1	2
(3) 職業	1	2
(4) 家柄	1	2
(5) 国籍・民族	1	2
(6) 相手やその家族に障害があるかどうか	1	2
(7) ひとり親家庭かどうか	1	2
(8) 同和地区出身者かどうか	1	2
(9) その他(具体的に)	1	2

問7 家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、
気になる項目に○を付けてください。(○はいくつでも)

1. 物件の価格、交通の便
2. 部屋の間取り、バリアフリー*[※]化
3. 近くに幼稚園や保育園、小学校をはじめ、教育施設がある
4. 近くに精神科の病院や障害者施設がある
5. 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる
6. 近くに外国人の住民が多く住んでいる
7. 近くに同和地区がある

解説

* バリアフリー
高齢者や障害のある人が社会生活をしていくうえでの障壁(バリア)を除去すること。最近では、社会的・制度的及び心理的障壁の除去の意味で使われる。

問8 就職における場面について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

1. 就職の際に、身元調査が行われることは許されない
2. 就職の際、女性に対して、結婚・出産予定の有無を聞くことは、会社の人事業務の一環であっても許されない
3. 外国人は文化や生活習慣の違いから日本社会に不慣れで、日本人と同様の能力が発揮できないという理由から、外国人が日本人より低い待遇を受けることは許されない
4. 企業は、障害のある人を積極的に雇用するべきである
5. 企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている

問9 家庭での生活場面について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

1. 女性が家事、育児を受け持ち、男性が妻を養うという考えは時代遅れである
2. 恋人や配偶者の行動を束縛することや断りなく携帯電話をチェックすることは、プライバシーの観点から問題である
3. 子どものしつけのためであっても、保護者が子どもを叩いてはいけない
4. 認知症等により、行方不明になるおそれのある高齢者を、介護者が近くにいない場合に、身体拘束などの行動制限をして家から出られなくすることは問題である
5. 育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境（休暇・休業制度や職員体制など）の整備が必要である

問10 学校における場面について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

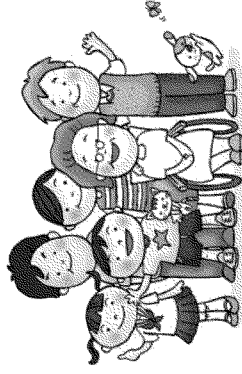
1. 校則により、児童生徒の髪形や服装を規定することは、学校での集団生活の規律と生徒の自律を促すため必要である
2. 教員が児童生徒の頬を叩くことは、たとえ指導のためであっても許されない
3. 児童生徒の生活習慣の確立や、健全育成を促すため、教員は家庭での教育などについて指導・助言することが必要な場合もある
4. 障害のある児童生徒も障害のない児童生徒と共に学べる場がある方がよい
5. 学校はいじめの兆候をいち早く把握し、いじめの未然防止等に努める必要があり、軽微ないじめも見逃さず、解決しなければならぬ

問11 職場における場面について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

1. 能力があるのに、女性であることを理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない
2. コミュニケーションのために、上司が部下に対してプライベートなことを聞くことは、許されない
3. 仕事ができるのに、障害があることのみにより、仕事の内容が制限されてしまうのは許されない
4. HIV感染^{*1}を理由に社員・職員を解雇することは許されない
5. 育児や介護のための職場の休暇制度は、ワーク・ライフ・バランス^{*2}の実現のためには欠かせない制度であり、取得を拒否することは許されない

解説

<p>※1 HIV</p>	<p>HIVとは「ヒト免疫不全ウイルス」のことで、感染し体内でHIVが増殖するとエイズ(後天性免疫不全症候群)を発症する。感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の3つに限られ、感染力が弱いため、日常生活において感染することはない。しかし、誤った認識による差別・偏見により施設への入所拒否や就業拒否などの問題がある。</p>
<p>※2 ワーク・ライフ・バランス</p>	<p>「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。</p>



問 12. 社会での生活場面について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

1. ホテルや旅館が、HIV陽性者やハンセン病回復者※1などの宿泊を断ることは許されない
2. 事業者側の事情で、外国人に対して、店や施設の利用など、サービスの提供を拒否することは許されない
3. 知人が同和地区出身者であるということを知り、付き合いを避けるのは問題である
4. 文化や生活習慣の違いを理由に、外国人のマンション等への入居を拒否することは許されない
5. 公共施設等でのバリアフリーやユニバーサルデザイン※2への対応は、今すぐに取り組むべき優先課題である
6. 犯罪被害者や家族等は、犯罪による直接的被害だけでなく、執拗なマスコミ報道等による二次的な被害にも苦しんでいるため、社会全体で支える必要がある
7. ホームレスであることを理由に、アパートなどで入居を拒否することや、施設などでのサービス拒否、診療拒否などは問題である

脚 説

<p>※1 ハンセン病回復者</p>	<p>ハンセン病とは、細菌の一種であるらい菌による慢性の感染症であり、かつては、感染力の強い病気であったが、不治の病であるなどの間違った認識により、患者が強制的に隔離されるなどの差別を受けた。現在では治療法が確立し、遺伝病でないことも判明している。 「ハンセン病回復者」とは、かつてハンセン病に感染していたが完治した人のことを指す。</p>
<p>※2 ユニバーサルデザイン</p>	<p>製品、設備、施設、建築物、その他の工作物をすべての人にとってできる限り利用しやすくしたデザイン。</p>

現代社会における新たな問題について

問 13 インターネットに関する問題について、そうだと思うものに○を付けてください。(○は3つまで)

1. 差別的な表現などは、それが誰に対する表現なのかを周知から特定できない程度であっても、許されない
2. 重大な犯罪を犯した未成年者の実名や顔写真をインターネット上で公開することは許されない
3. 個人への誹謗中傷などは、一度インターネット上の電子掲示板等に掲載されれば、以後の回復は非常に困難となるので、罰則を強化すべきだ
4. インターネットによる被害を根絶することも重要であるが、人権侵害を受けた人に対する相談体制を充実する必要がある

問 14 障害者に関する問題や考え方について、どのように思いますか。
(○はそれぞれ1つ)

	そう思う	どちらか と思う	どちらか と思う	どちらか と全く 思わない	分から ない
(1) 施設の管理者が、「安全の確保」を理由に、耳の不自由な人の利用に「聞こえる人の付添い」を条件とすることは、「差別」に当たる	1	2	3	4	5
(2) 障害者への配慮は、多数の障害者に共通するバリアを取り除くための配慮をすればよく、障害者一人一人の配慮の申出に依拠することは、やり過ぎと思う	1	2	3	4	5
(3) 障害者が暮らしやすい社会こそが健全者も暮らしやすい社会である	1	2	3	4	5

解説

障害者差別解消法には以下ことが定められています。
障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること。

【例】
 ・「障害がある」という理由だけでスポーツクラブの入会を断る
 ・盲導犬の同伴を理由に飲食店への入店を断る
 ・障害のある人に対してのみ、支援者の付添いを拒否の条件とする
 [法的義務] 行政機関等、事業者

様々な場面で、障害のある人から何らかの意思表明があった場合に、「社会的障壁(バリア)を取り除くために必要となる配慮。

【例】
 ・目の不自由な人に書類を選ぶときに、内容を読み上げる又は大きな文字にする
 ・耳の不自由な人の対応の際に、手話や筆談で応じる
 ・知的障害のある人への説明の際に、分かりやすい言葉を選ぶ
 [法的義務] 行政機関等 [努力義務] 事業者

障害のある人にとって、日常生活又は社会生活を送るうえで支障となるもので、利用しにくい施設や制度、障害のある人の存在を認識しない習慣、障害に対する偏見など。
 なお、障害の種類、程度等により、また、同じ種類でも、その人の特性や事情によって、一人一人障壁となることは異なります。

問 15 LGBT等の性的少数者(セクシュアルマイノリティ)に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますが、当てはまるものに○を付けてください。(○は3つまで)

1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
2. 就職・職場で不利な扱いを受けること
3. 差別的な言動をされること
4. アパート等への入居を拒否されること
5. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
6. じろじろ見られたり、避けられたりすること
7. その他(具体的に：)
8. 特にない
9. 分からない

解説

LGBT等の性的少数者
 「LGBT」とは、以下の頭文字を組み合わせた言葉で、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つ
 L レズビアン(Lesbian)・・・女性の同性愛者
 G ゲイ(Gay)・・・男性の同性愛者
 B バイセクシュアル(Bisexual)・・・両性愛者
 T トランスジェンダー(Transgender)・・・「心の性」と「身体の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を抱く人(「身体の性」が男性で「心の性」が女性、など)。
 性的少数者には、LGBTの方以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など、様々な人がいる。

人権侵害と相談・救済について

問 16 この5年間(平成 25 年から今現在)自分の人権が侵害されたと思われる
 ことがありますか。(○は1つ)

1. ある ⇒ 問 16-1, 問 16-2 △
 2. ない ⇒ 問 17 △

問 16-1 問 16 で「1. ある」と回答された方にお伺いします。
 それはどのような内容でしたか。(○は1つ)

1. 病院, 施設などにおける虐待
2. ドメスティック・バイオレンス
3. 公務員による不当な扱い
4. 学校などにおける体罰, いじめなど
5. ストーカー
6. 職場などにおけるいじめ, ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど
7. 性別による差別的な扱いや言動
8. 性的指向^{*1}, 性自認^{*2}による差別的な扱いや言動
9. 出身地による差別的な扱いや言動
10. 国籍による差別的な扱いや言動
11. 障害などによる差別的な扱いや言動
12. あらぬ噂やかげ口などによる名誉・信用の侵害
13. プライバシーの侵害
14. その他 (具体的に:)

解 説

※1 性的指向
 どのような性別の人を好きになるかを表す言葉。

※2 性自認
 自分の性をどのように認識しているのか, ということ。「心の性」とも言われる。

問 16-2 問 16 で「1. ある」と回答された方にお伺いします。

その時だれに相談されましたか。また, 相談された方(「11」, 「12」
 以外を選択した方)は, 最も役に立ったと思われるものは何でしたか。
 (当てはまるものすべてに○, 最も役に立ったものは番号を記入)

相談先 (当てはまるものすべてに○)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 家族や親戚 2. 友人・知人 3. 学校や職場 4. 法務局 5. 人権保護委員 6. 市役所や区役所 7. 弁護士 8. 警察 9. 専門機関 (支援センターや児童相談所など) 10. NPO など民間団体 11. 相談していない (黙って我慢した) 12. 相談していない (自分で対処した) 13. その他 (具体的に:)
最も役に立ったもの (番号を1つ記入)

問 17 次の(1)～(7)の人権を守るための制度などについて、知っていますか。
(○はそれぞれ1つ)

	知っている	知らない
(1) 法務局 ^{※1} による相談や救済措置	1	2
(2) 人権擁護委員 ^{※2} による相談	1	2
(3) 市役所や区役所が実施する法律相談	1	2
(4) 専門機関(児童福祉センターなど)による相談	1	2
(5) 警察による総合相談電話	1	2
(6) 弁護士会による法律相談	1	2
(7) NPOなど民間団体による相談 ^{※3}	1	2

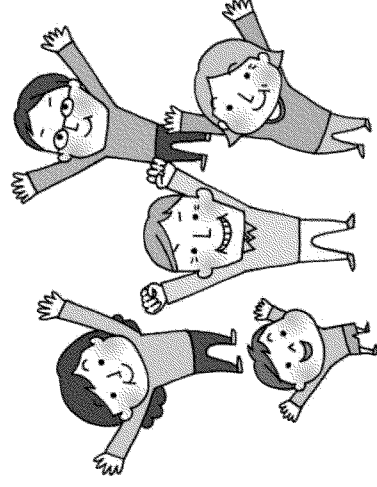
録 説

- ※1
法務局
(地方法務局)
国民の基本的な人権を擁護するため、人権侵害事件の調査・処理、人権相談、人権尊重思想の啓発活動などに関する事務を行っている。
- ※2
人権擁護委員
人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受け問題解決のお手伝いや救済のための活動を行う。また、人権の考えを広める活動をしているボランティア。
- ※3
NPOによる
相談事業
女性や子ども、外国人など、様々な分野で困っている人に対し、NPO法人などの民間団体が相談窓口を開設している(例:「いのちの電話」など)。

問 18 人権侵害に対する相談や救済に関する次の事項について、必要だと思うものに○を付けてください。(○は3つまで)

1. 相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する
2. 新たな相談・救済体制を整備し、周知する
3. 人権を侵害した者に対する啓発活動を充実する
4. 人権を擁護するための法制度を整備し、実効性のある救済を行う
5. 人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす

調査は以上です。
貴重なご意見をありがとうございました!
最後に、あなたご自身のことについて
お聞かせください。



あなたご自身のことをお聞きします。該当するものに○を付けてください。

性別をお書きください。

--

年齢を選んでください。

1. 18歳, 19歳
2. 20歳~29歳
3. 30歳~39歳
4. 40歳~49歳
5. 50歳~59歳
6. 60歳~69歳
7. 70歳~79歳
8. 80歳以上

人権に関して、思うこと、伝えたいこと等があれば、ご自由に記入してください。

.....
.....
.....
.....
.....

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

このアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに
11月15日(木)までに郵便ポストにご投函ください。